

構内における駐車違反取扱について

構内駐車禁止場所等		違反点数
1.	交差点及び交差点から5メートル以内の部分	3点
2.	坂の頂上付近(松見橋)	
3.	勾配の急な坂(松見橋の前後の部分)	
4.	横断歩道及び横断歩道の側端から5メートル以内の部分	
5.	通行を区分した片側一車線の道路	
6.	車止めから3メートル以内の部分	
7.	歩道(ペDESTリアンを含む)	
8.	消火栓から5メートル以内の部分	
9.	駐車証(許可シール含む)、入構証、臨時入構証、特別駐車証又は業者用駐車証等の偽造又は虚偽申請による駐車	
10.	路線バスの停留所を表示する表示柱が設けられている位置から10メートル以内の部分	2点
11.	駐車場等の道路に接する出入口から3メートル以内の部分(ゲートの出入口含む)	
12.	道路の曲がり角から5メートル以内の部分	
13.	建物の玄関前及びその周辺	
14.	許可駐車場への許可車両以外の駐車(身障者スペースを含む)	
15.	芝生、植え込み、駐車場以外の空き地等	1点
16.	駐車場内の駐車スペース外駐車	
17.	学生宿舎地域内の道路	
18.	上記以外の道路(一方通行路含む)	
19.	駐車証(許可シール含む)、入構証、臨時入構証、特別駐車証又は業者用駐車証等の不表示	

平成19年12月10日 交通安全対策委員会 決定